

令和 8 度 静岡県未就学児を持つ保育士の子どもの 預かり支援事業利用料金の一部貸付募集要項

静岡県内における保育士の確保を図るため、未就学児を持つ保育士に対する子どもの預かり支援に関する事業の利用料金の一部貸付を行います。申請は、勤務開始日以降になります。貸付は無利子です。また、一定期間、県内の保育所等で児童の保護等に従事した場合、貸付金の返還が免除となります。

【概要】

対 象 者	預かり支援事業を利用する未就学児を持つ保育士
申請条件	次の条件を<u>全て満たす</u>ことが申請の条件となります。 ① 子どもが保育所等を利用(入所)している、もしくは利用(入所)することが決定している ② 静岡県内に所在地のある保育所等に勤務している、もしくは勤務することが決定している ③ 他県が実施する未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付けを受けていない ④ 2年以上継続して静岡県内の保育所等にて児童の保護等に従事する意思を有する ⑤ 連帯保証人1名を立てる ※申請は、令和8年度分をまとめて令和9年2月～3月に申請をしてください
貸 付 額	ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業、その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額（年額123,000円以内） ※1,000円未満切り捨て
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
貸付期間	未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間（ただし2年間が限度） ※貸付の決定は年度毎に行います。
支 払	一括払
返還免除	以下の全ての条件を満たした場合、返還を全額免除します。 ① 静岡県内の保育所等において、 ② 2年間継続して、 ③ 児童の保護等に従事した場合 ※上記の条件を満たさない場合でも、1年間以上引き続いて「児童の保護等」に従事した場合は、一部免除を受けられる可能性があります。
返 還	2年未満で児童の保護等に従事しなくなった場合などは、貸付金を返還することとなります。 ① 返還期間は貸付を受けた期間の2倍に相当する期間（4年以内） ただし、従事期間があればその期間を合算した期間 ② 返還方法は、月賦又は半年賦（一括返還・繰上返還可）

提出書類	① 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書 ※勤務開始日以降の申請になります。 ② 申請者・連帯保証人の住民票（発行後3ヶ月以内、<u>世帯全員及の記載のあるもの、本籍地・マイナンバーの記載のないもの。</u>コピー不可。） ③ 所得を証明する書類（申請者本人、申請者と同一生計（世帯）に属する人のうち所得がある人全員、及び連帯保証人について以下のいずれかを提出してください） ・ 源泉徴収票 ・ 確定申告書(控)の写し（税務署の受付印のあるものもしくは、受付印が無いものは「所得証明書」か「申告内容確認票」の写し） ④ 保育士証の写し ⑤ 市町が発行する保育所等利用決定通知もしくはそれに準ずるもの（子どもが保育所等を利用していることが確認できる書類） ⑥ 子どもの預かり支援に関する事業の利用可能時間帯及び利用料金が確認できる書類 ⑦ 雇用契約書もしくは辞令（勤務園名、勤務開始日、勤務時間帯が分かるもの）
提出先	申請者は、提出書類の①～⑦及びその他必要書類提出してください。 〒420-8670 静岡県葵区駿府町 1-70 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課 電話：054-254-5244
申込〆切	令和8年度預かり支援事業利用料分→令和9年3月末日まで

勤務先対象施設について *お子さんの預け先も同様の施設が対象	次に掲げる静岡県内に所在地のある施設又は事業所 ① 保育所(児童福祉法第7条に規定する) ② 幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園の内次に掲げるもの) ・教育時間終了後等に行う預かり保育を常時実施している施設 ・幼保連携型こども園への移行を予定している施設 ③ 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第2条第6項に規定する認定こども園) ④ 小規模・事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であり、同法34条の15第1項の規定により市町が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けた事業) ⑤ 病児保育事業(児童福祉法第6条の3第13項に規定され、同法第34条の18第1項の規定による届け出を行った事業) ⑥ 一時預かり事業(児童福祉法第6条の3第7項に規定され、同法第34条の12第1項の規定による届け出を行った事業) ⑦ 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設 ⑧ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項にきていする業務を目的とする施設であって、同法第34条の15第2項、第3条第4項の認可又は、認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない施設(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設 ⑨ 企業主導型保育事業
--	--